

郵便局の指定について

右の通知書を使用するのは赤村以外に所在する郵便局を利用する場合にかぎられます。

特別徴収税額の納入について、赤村以外に所在する郵便局を利用する場合は、右の「郵便局指定通知書」に利用する郵便局名、特別徴収義務者名とその所在地を記入してその郵便局に提出してください。

なお、すでに郵便局を利用しておられる場合は、そのまま利用できますので、この通知書を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

郵便局長 様

福 岡 県 田 川 郡 赤 村

赤 村 長 道 廣 幸
(公印省略)

郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により村民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の納入取扱局に指定いたしましたので通知いたします。

(特別徴収義務者)

所 在 地 _____

名 称 _____

記

1 口座番号 0 1 7 0 0 - 3 - 9 6 0 1 8 2

2 加入者の名称 福岡県 赤村会計管理者

3 取りまとめ局 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
(〒810-8794)